

耐震リフォーム

所得税額の特別控除

- ①確定申告書
- ②住宅特定改修特別税額控除の
計算明細書



- ③増改築等工事証明書
(発行者の建築士の免許証の写し又は免許証明書を添付)



住宅耐震改修証明書

(地方公共団体の長が証明する場合)



のいずれか

- ④工事完了後の家屋の登記事項証明書
- ⑤補助金等の額が明らかな書類
(補助金等を受けている場合)
- ⑥源泉徴収票(給与所得者の場合)

など

固定資産税の減税措置

- ①固定資産税減額申告書
- ②耐震リフォームの費用の額が確認できる書類(耐震改修費用が50万円超であることを証明する書類)

- ③増改築等工事証明書
(発行者の建築士の免許証の写し又は免許証明書を添付)



住宅耐震改修証明書

(地方公共団体の長が証明する場合)



リフォーム後に交付された住宅
性能評価書の写し
(交付のある場合に限る)
のいずれか

など